

守山市高齢者福祉サービス

令和7年7月

長寿政策課

＜目次＞

ページ	項目	お問合せ先
1	高齢者住宅小規模改造助成	介護保険課
2	お話し相手ボランティア派遣事業	守山市社会福祉協議会
3	紙おむつ費用助成券	長寿政策課
4	配食サービス	
5,6	緊急通報システム	
7,8	高齢者補聴器購入費助成	

【行方不明になる可能性のある方へ】

9	行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録	長寿政策課
10	G P S 機器購入費等補助	
11	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	

高齢者住宅小規模改造助成

事業概要	要介護高齢者が、住み慣れた家で過ごすため、段差解消や手すりの取り付け、トイレの洋式化等の小規模な改造に対し、予算の範囲で費用の一部を助成します。
補助額	補助額 対象工事費（上限 50 万円）の※ 1 / 2 ※補助額の限度額は 25 万円となります。
対象者	次の要件をすべて満たす方 ☐ 市内に住む 65 歳以上の高齢者 ☐ 『障害老人の日常生活自立度』による基準で準寝たきり以上の高齢者 ☐ 本人、配偶者の扶養義務者の前年（1 月から 6 月までは前々年）の課税所得額が基準を超えない方 ☐ 市税等の滞納がない方
申請方法	①ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。 ②ケアマネジャーまたは地域包括支援センターを通じて介護保険課に申請していただきます。 ③介護保険課の職員が訪問します。 ④工事完了後、実績報告・請求書を提出していただきます。
代行申請	ケアマネジャーまたは地域包括支援センター
その他	①工事着工前に申請が必要です。 ②着工後の申請は、補助金の交付は受けられません。
問い合わせ先	介護保険課（077-582-1127）

お話し相手ボランティア派遣事業

事業概要	悩みを打ち明け、孤独感や不安を解消し、心豊かな生活を送っていただくため、高齢者のお話し相手をするボランティアを派遣しています。
対象者	話し相手を希望する市内に住む 65 歳以上の高齢者
利用回数	おおむね 1 回／週 午前 9 時～午後 5 時の間で 1 時間程度
申請方法	市ボランティアセンター（社会福祉協議会内）に相談してください。申請書は市ボランティアセンターにあります。
代行申請	①民生委員・児童委員 ②ケアマネジャー、地域包括支援センター
その他	派遣希望日等ボランティアと調整の上、派遣を決定しています。
問合せ先	守山市社会福祉協議会（５８３－２９２３）



紙おむつ費用助成券

事業概要	在宅で要介護認定者を介護されている家族を支援するために、紙おむつの購入に要する費用の一部を助成します。
助成内容	月額 4,000 円（2,000 円×2 枚）の助成券の交付
対象者	次の要件をすべて満たす方 ☐ 市内に住所を有する方 ☐ 要介護度が3・4・5の要介護認定者で、 常時紙おむつ・紙パンツを使用している方 ☐ 在宅で生活されている方 ※入院・入所中の方は対象になりません。ただし、グループホーム、有料老人ホームに入居されている方は対象となります。
対象商品	必須用品：紙おむつ、紙パンツ 補助用品：尿取りパッド、おしりふき、使い捨て防水シート、 使い捨て手袋
申請方法	① 申 請：申請用紙は長寿政策課窓口で配布し、守山市のホームページ内に掲載しています。 ② 受 付：申請用紙に必要事項を記入し、長寿政策課の窓口へ提出してください。 ③ その場でおむつ券を交付します。
代行申請	① 民生委員・児童委員 ② ケアマネジャー
その他	① 対象要件に該当しなくなった場合、おむつ券を返却してください。 ② おむつ券交付後に1か月以上の入院・入所をされる場合は、一旦、おむつ券を返却してください。 ③ おむつ券返却後、再度、対象要件に該当することになった場合は、窓口で残りのおむつ券の再交付を受けられます。 ④ <u>紛失・破損した場合の再交付はできません。</u>
問合せ先	長寿政策課（５８４－５４７４）

配 食 サ ー ビ ス

事業概要	一人暮らしの高齢者等に昼食、夕食またはその両方を宅配することにより、栄養が偏りがちな食生活を改善し、訪問時に安否の確認を行います。
対象者	次の要件をすべて満たす方 ☐ 市内に住所を有する 65 歳以上の方 ☐ 市民税非課税世帯の方 ☐ ひとり暮らしもしくは高齢者のみの世帯の方 (デイサービスの利用により、安否確認ができる日は対象外) ☐ 食生活の改善および安否確認が必要な方
自己負担	配食にかかる実費（材料費、調理費等）分 普通食：480 円・410 円・490 円／食 配慮食：556 円・500 円・400 円／食
利用回数	昼食および夕食 各 1 回～5 回／週（月～金）
申請方法	① ケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談してください。ケアマネジャー等が、長寿政策課に申請手続きを行います。 ② 利用決定後、配食サービスの業者が説明に伺います。
その他	① 配食サービス業者（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月） 以下から利用する 1 者を選んでください。 ・宅配クック 1 2 3 草津守山店 ・配食のふれ愛近江守山店 ・カフェレストアルブレ・ア ② お弁当の種類 主食はご飯（業者によりやわらかさの対応可）、おかゆが選べます。副食は普通食（きざみ食対応可）、配慮食（カロリー、塩分、たんぱくの調整食やムース食等）から選べます。 ③ その他 ・配食業者がお弁当をご自宅にお持ちします。 ・キャンセルは前日 18 時までに連絡をしてください。
問合せ先	長寿政策課（５８４－５４７４）

緊急通報システム

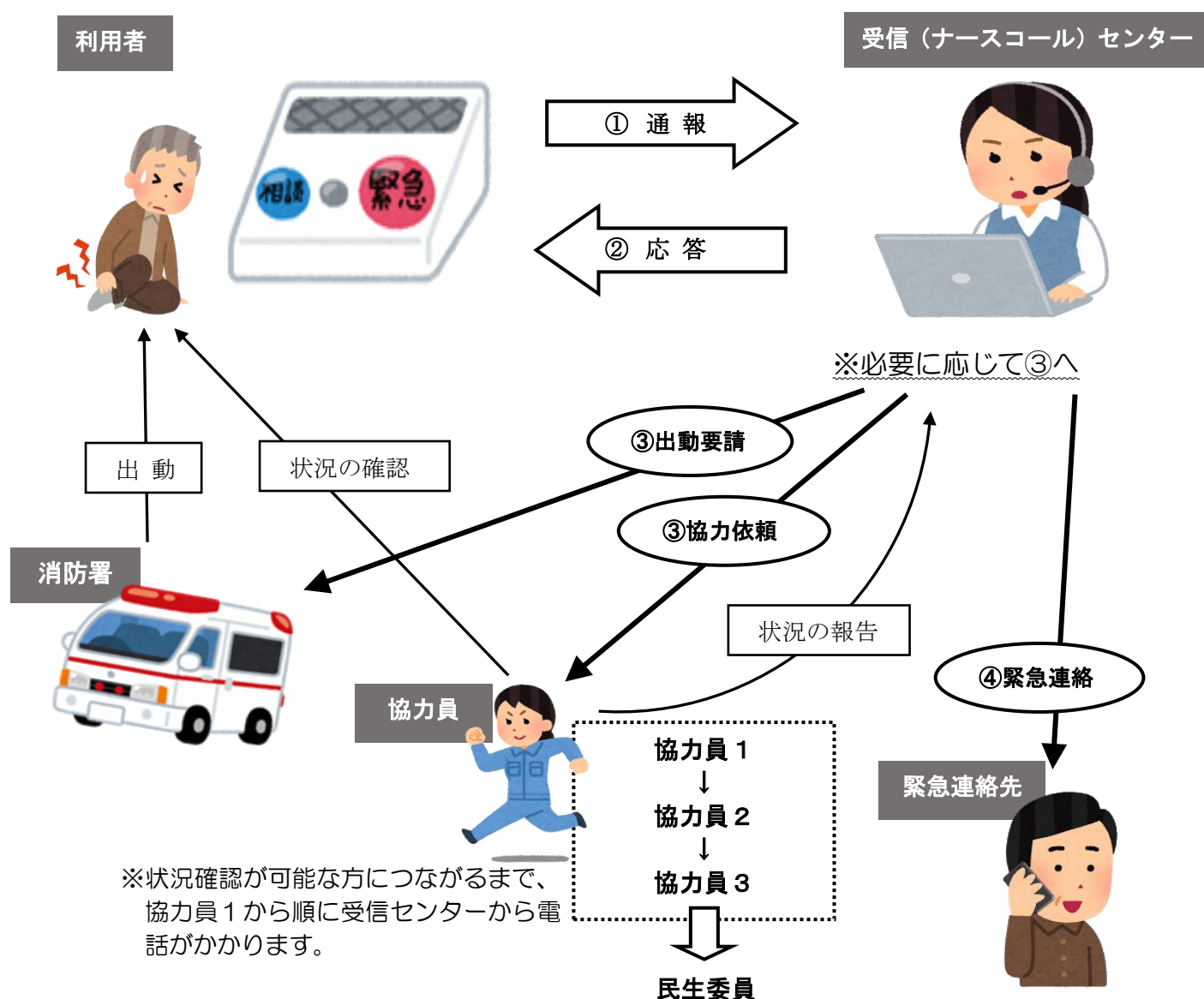
事業概要	市内の高齢者等宅に、ボタン一つで医師・看護師等が常駐する受信センターにつながる緊急通報装置を設置し「もしもの時」に備えます。									
対象者の要件	市内に住所を有する市民税非課税世帯の 65 歳以上の虚弱な高齢者で、次のいずれかに該当する方 ① ひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯 ② 世帯員の就労等により、日中または夜間において、①と同様の状況にある方									
自己負担	自己負担はありません。 対象者要件に該当しない方で設置を希望される場合は、下記の実費負担でご利用いただけます。 <table><tr><td>【実費負担】</td><td>市民税課税世帯</td><td>市民税非課税世帯</td></tr><tr><td>虚弱でない高齢者</td><td>1,210 円/月</td><td>500 円/月</td></tr><tr><td>虚弱な高齢者</td><td>500 円/月</td><td>—</td></tr></table>	【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	虚弱でない高齢者	1,210 円/月	500 円/月	虚弱な高齢者	500 円/月	—
【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯								
虚弱でない高齢者	1,210 円/月	500 円/月								
虚弱な高齢者	500 円/月	—								
利用方法	右記のとおり									
申請方法	①民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、長寿政策課に相談してください。 ③ 長寿政策課の職員と地域包括支援センターの職員が訪問し、面談します。									
その他	① 状況確認のための協力員を2人以上確保してください。 ② 通報のための電話回線は、NTT アナログ回線とします。 ただし、他の回線でも利用できる場合がありますので、ご相談ください。 ③ 屋内用のため、外出時は使用できません。 ④ 認知症等で、機器の使用が困難な方にはご利用いただけません。 ⑤ 実施業者は、大阪ガスセキュリティサービス株式会社です。									
問合せ先	長寿政策課（５８４－５４７４）									

＜緊急通報システムの利用方法＞

- ① 通報：利用者が緊急ボタン（または相談ボタン）を押す。
- ② 応答：受信センターが応答する。
身体の不調の内容を聴取し、対処方法を案内したり医療受診を勧めます。

（緊急性が高いと判断されたとき）

- ③ 出動要請：消防署に救急車の出動を要請します。
→出動
- ③ 協力依頼：協力員に本人の状況の確認を依頼します。
→状況の確認→状況の報告
- ④ 緊急連絡：緊急連絡先に通報の事実を報告し対応を依頼します。



高齢者補聴器購入費助成

令和7年5月12日 対象者の要件追加

事業概要	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の補装具費支給の対象とならない聴力機能の低下した高齢者に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
助成額	補聴器本体購入額の1/2 上限：住民税非課税世帯 40,000 円 住民税課税世帯 20,000 円
対象者	次の要件をすべて満たす人 ☐ 市内に住む 65 歳以上の高齢者 ☐ 耳鼻咽喉科の医師に補聴器の必要性を認められる人 ☐ 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満である人 ☐ 認定補聴器専門店で補聴器を購入する人 ☐ この事業による助成を受けたことがない人 ☐ 市税等の滞納がない人（要件追加）
申請方法	①耳鼻咽喉科へ受診し、医師意見書の作成を依頼してください。 ②申請書、医師意見書、見積書等により申請していただきます。 ③長寿政策課での書類審査後、決定通知が届きます。 ④決定通知に記載の販売店で購入し、領収書を受け取ります。 ⑤購入費助成金交付請求書、領収書等を提出していただきます。 ⑥請求書に記載された通帳に助成金が振り込まれます。
申請者	本人または家族、法定代理人
申請書類	長寿政策課窓口と市内耳鼻咽喉科に設置、ホームページ添付
その他	① <u>購入前に申請が必要です。</u> ②購入後の申請は、助成金の交付は受けられません。 ③購入時は全額をいったん支払っていただきます。
問い合わせ先	長寿政策課（077-584-5474）

高齢者補聴器購入費助成申請の流れ

ご注意！！



購入する前に申請が必要です。

一旦、購入費を全額支払う必要があります。

①書類準備 ↓	・長寿政策課やホームページ等で書類を準備
②耳鼻咽喉科受診 ↓	・耳鼻咽喉科の医師を受診 ※聴力レベルが両耳40db以上70db未満と診断されたら申請可能です。 ・医師意見書(様式第2号)の作成を依頼
③補聴器販売店 ↓	・医師の意見書を持参し、 <u>認定補聴器専門店</u> で購入する補聴器を決め、対象者あてで補聴器見積書の作成を依頼 ※認定補聴器専門店は「認定補聴器専門店認定システム」で検索するか、右の QR を読み取ってください。 
④申 請 ↓	・申請書・医師意見書・見積書など必要書類を提出 【提出先】長寿政策課(市役所1階)
申請書等提出後、交付決定(却下)通知書が郵送されます。	
⑤購 入 ↓	・交付決定通知書に記載された販売店で購入する ・領収書をもらう ※全額を一旦支払う必要があります。
⑥請 求	・購入費助成金交付請求書を長寿政策課に提出 ※領収書のコピーや通帳(表紙の裏側)の添付が必要です。
⑦調 査	・交付決定時と補聴器使用一定期間経過後にアンケートなどの調査に協力する

【申請・問い合わせ先】 守山市長寿政策課 ☎077-584-5474

行方不明高齢者等 SOS ネットワーク

事業概要	認知症などにより行方不明の心配がある人の名前や写真などの情報をあらかじめ市と警察署および消防署等が共有することで、行方不明になったときに、「守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク」により警察署をはじめとする協力機関と連携して早期発見・保護に努めています。
対象者	認知症などにより行方不明となる心配がある人 市内に住所があり、在宅で生活している人で65歳以上の人 または 若年性認知症の人
申請者	本人または家族、法定代理人
申請先	守山市役所長寿政策課 ☎584-5474 南部地区地域包括支援センター（守山・小津学区） ☎(585)9201 中部地区地域包括支援センター（吉身・玉津学区） ☎(584)5519 北部地区地域包括支援センター（河西・速野・中洲学区） ☎(516)4160
申請に必要なもの	顔写真および全身写真（法定代理人の場合はそれを証明できる書類の写し）
対応の流れ	事前登録の流れ 事前申請 《申請先》 長寿政策課（守山市役所 1階） 各地域包括支援センター 情報提供 湖南広域消防局 北消防署 地域関係者 行方不明になったとき 連絡 家族が警察に通報 行方不明届 情報提供 守山警察署 (110番) 情報配信 安全・安心メール配信 (市民への発見・保護協力) SOS協力機関 公共交通等機関(バス・鉄道・タクシー)、 郵便局、有線放送、コンビニエンスストア、 大型スーパー等 ※行方不明者の情報配信は任意です ※行方不明発生時の連絡について、<u>土日祝および夜間は、</u> <u>市役所（日直）583-2525</u> へ連絡をお願いします
問合せ先	長寿政策課（584-5474）

GPS 機器購入費等補助

事業概要	認知症等により行方不明の心配がある高齢者等の位置情報を検索できる機器（GPS）の購入または賃借にかかる初期費用を補助することで、高齢者等の安全の確保・ご家族の精神的負担の軽減につなげます。
対象者	次の要件をすべて満たす方 ☐ 守山市内に住所を有し、在宅で生活されている方 ☐ 「 <u>守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク</u> 」に登録されている40歳以上の方
補助内容	○位置検索器（GPS）の購入または賃借にかかる加入料・手数料等の初期費用 ○補助金額：上限 10,000 円 ※1人につき1台・1回に限る
申請の流れ	① 本人、ご家族等が GPS サービス事業者へ直接申し込み（契約） ↓ ② 守山市へ申請 必要書類：申請書、領収書、補助対象経費の内訳がわかる書類（契約書の写し等） ↓ ③ 申請内容を審査し、守山市から申請者へ交付決定通知 ↓ ④ 申請者の金融機関口座へ補助金交付 ※申請書は長寿政策課窓口にて配布または守山市のホームページ内に掲載しています。
その他	① GPS サービス事業者と契約された日より<u>3カ月以内</u>に申請してください。 ② GPS 機能付きの携帯電話は<u>対象外</u>となりますのでご注意ください。
問合せ先	長寿政策課（584－5474）

守山市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

事業概要	認知症の高齢者等が、他人にけがをさせるなど法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、守山市が加入する保険から <u>1事故につき最大1億円</u> まで補償するものです。保険料は、 <u>守山市が全額負担</u> します（個人負担なし）
対象者の要件	次の要件をすべて満たす方 ☐ 守山市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事前登録に登録されている人 ☐ 守山市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人 ☐ 本人が在宅生活している人
自己負担	なし
補償の対象	次のような場合、補償の対象となります。 ・誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった。 ・日常生活で他人にケガをさせてしまった。 ・他人の財物を壊してしまった。 ✕ 補償の対象外 ・本人が自動車を運転して起こした事故による損害 ・本人が自分の所有物を壊した時の損害 ・訴訟になった時の弁護士費用
申込方法	・申請書（ホームページでダウンロード可）を守山市長寿政策課へ提出してください。 ・市で対象要件の確認を行い、加入を決定します。
問合せ先	長寿政策課（５８４－５４７４）